

今 回 の テ ー マ

【 民 法 の 基 礎 知 識 】

相 続 人 ・ 法 定 相 続 分 ・ 遺 留 分



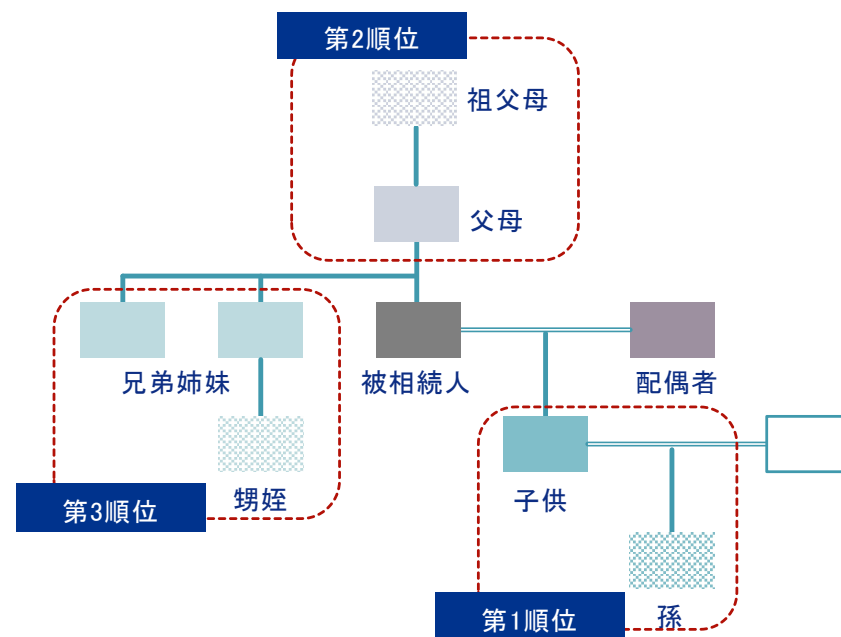
ダイエパートナーズ株式会社及びダイエパートナーズ会計事務所の承諾なくして本資料を転載または配布することを禁じます。

また、本資料に関していかなる第三者に対しても一切の責任を負いません。

相続人の範囲と順位

▶ 死亡した人のことを「**被相続人**」と呼び、人の死亡により財産を取得できる人(相続できる人)のことを、「**相続人**」と呼ばれます。

順位	被相続人との関係	代襲相続等の有無
-	配偶者	配偶者は常に相続人になります。
第1順位	子供	まず相続人となるのは、子供です。 子供が亡くなっていた場合は孫、孫が亡くなっていた場合にはひ孫というように、相続権は次の世代へ引き継がれます(代襲相続)。第1順位の代襲相続は無制限に続きます。
第2順位	父母	子供(孫)の相続人が存在しない場合には、父母が相続人となります。もし、父母ともに亡くなっている場合には、生存中の祖父母が相続人となります。
第3順位	兄弟姉妹	子供(孫)、父母がいない場合には、兄弟姉妹が相続人となります。もし、兄弟姉妹がいない場合には、その子供(甥や姪)が代襲相続します(代襲は1回限り)。



法定相続分と遺留分

▶ 法定相続分とは

民法で定めている相続する割合を法定相続分と言います。以下の割合となっています。

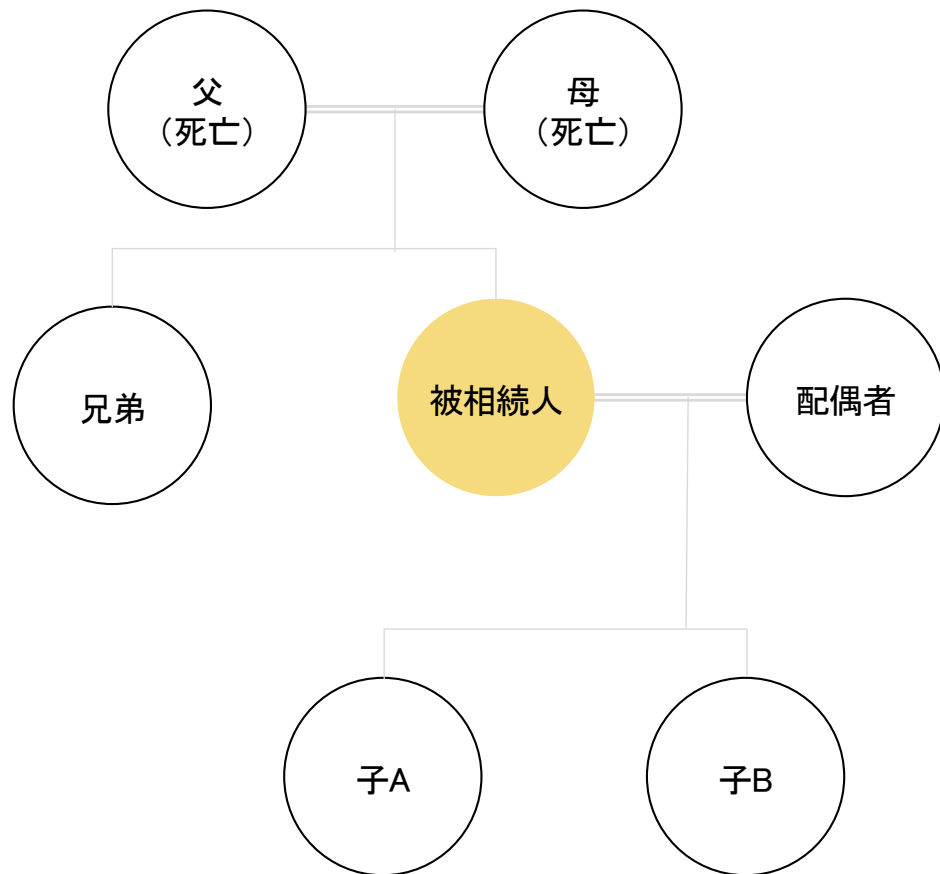
法定相続人	法定相続分	
	配偶者	配偶者以外
配偶者と子	1/2	1/2
配偶者と父母	2/3	1/3
配偶者と兄弟姉妹	3/4	1/4

▶ 遺留分とは

- 民法に定められている相続人が財産を相続することができる最低限の割合を言います。兄弟姉妹には遺留分はありません。
- 遺留分の割合は、遺留分権利者全員で、基本的には亡くなった方の財産の1/2とされています。ですが、相続人が父母のみの場合には1/3となるので注意が必要です。
- 遺留分の割合に、各人の法定相続分を乗じると、各人の遺留分の割合を算出できます。
- 遺留分権利者は、被相続人から相続した財産額が遺留分を侵害するときは、その侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができます。これを**遺留分侵害額の請求**と言います。

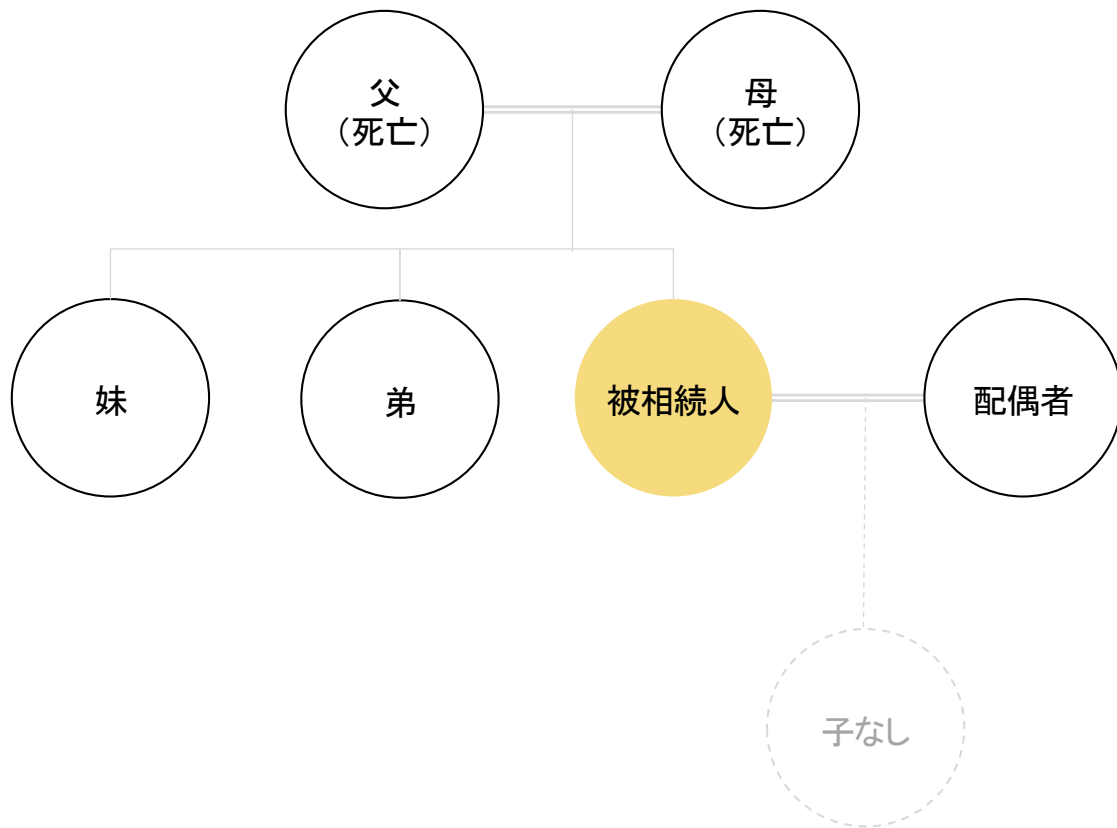
法定相続人	法定相続分		遺留分の合計	遺留分	
	配偶者	配偶者以外		配偶者	配偶者以外
配偶者と子	1/2	1/2	1/2	1/4	1/4
配偶者と父母	2/3	1/3	1/2	1/3	1/6
配偶者と兄弟姉妹	3/4	1/4	1/2	1/2	なし

事例①



相続人	法定相続分	遺留分

事例②



相続人	法定相続分	遺留分